

重 要 性 分 類 II
事 務 連 絡
令 和 4 年 11 月 4 日

保険薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金
関東審査事務センター

山梨県国民健康保険団体連合会

返戻再請求のオンライン化等について

平素は、審査支払機関の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン請求薬局に対する返戻再請求のオンライン化等については、令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知（保連発0930第1号）により、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、紙媒体で返戻されたレセプト^(注1)に係る再請求を除き、令和5年3月原請求分^(注2)からオンラインによるものと示されましたので、ご連絡します。

厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけ、その上でシステム事業者の対応状況を把握し、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行うとされています。

また、オンライン請求薬局に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者の対応を求め、令和6年度中の廃止を目指すとされています。

なお、本件については、オンライン請求薬局に対する連絡事項となっておりますが、全ての電子レセプト請求薬局に対してお知らせしておりますので、ご容赦願います。

(注1)：審査支払機関から紙媒体のみで返戻される場合のレセプト

(注2)：調剤年月にかかわらず、令和5年4月以降に行う返戻再請求レセプト

※厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、令和4年10月26日付け事務連絡「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するQ&Aの送付について」が発出されており、支払基金ホームページに掲載していますので、ご参照願います。

お問い合わせ先

※社会保険診療報酬支払基金

関東審査事務センター審査事務担当者

※山梨県国民健康保険団体連合会 審査課